

伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 3 年 6 月 7 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の一部改正に伴う規定整備を行うため。

伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例（令和３年伊丹市条例第
号）

伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年伊丹市条例第５３号）の一部を次のように改正する。

第１条及び第４条第１項中「第１９条第１０号」を「第１９条第１１号」に改める。

別表第１中「第１９条第８号」を「第１９条第９号」に改める。

別表第２(1)市長の項第２１号中「第１９条第７号」を「第１９条第８号」に改める。

付 則

この条例は，令和３年９月１日から施行する。